

水道管の凍結にご注意を！

毎年12月から2月にかけて、水道管の凍結事故が多発します。修理には多くの費用がかかりますので、それぞれのご家庭で凍結予防策をとりましょう。

▼凍結しないためには

凍結防止には「水抜き栓」による水道管の水抜きが効果的です。



【水抜き栓の水抜き】

- ①蛇口を閉める
- ②水抜き栓のハンドルを右に止まるまで回す
(レバーの場合は「止」の方向)
- ③蛇口と空気入れ蛇口をいっばいに開ける
- ④蛇口から水が完全に出なくなったのを確認してから蛇口と空気入れ蛇口を閉める

【水洗トイレの水抜き】

- ①水抜き栓のハンドルを右に止まるまで回す
(レバーの場合は「止」の方向)
- ②タンクにある排水ハンドルを「大」の方向へ回し、タンクの中を空にする
(空にしないと水は落ちません)

※不凍液を入れるなど便器内の凍結にも注意しましょう。ハンドルやレバーの開閉が不完全ですと、水が完全に抜けず、凍結や破裂の原因になります。

▼このような時は凍結注意

- ・旅行で家を留守にするなど長期間水道を使用しないとき
- ・一日中外気温が氷点下の真冬が続いたとき

▼凍結してしまったら

軽い凍結の場合は、部屋全体を暖めるか、凍結した部分にタオルなどを巻きつけ上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。直接熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂する危険がありますのでご注意ください。

それでも水が出ない場合は、町の指定給水装置工事業者に修理をお申込ください。下記の事業者では、当番制で修理の依頼に対応しています。

1日～10日 辻野建設工業㈱・☎23-3579

11日～20日 大栄建工㈱・☎23-2032

21日～月末 三共建設㈱・☎23-3519

▼問合せ 上下水道課(☎22-2411)
元町浄水場(☎23-2713)

スムーズな除雪・排雪作業にご協力を

1. 積雪10センチ以上を目安に出動します

早朝の除雪は、降雪量がおおむね10cm以上で出動します。

2. 間口の雪処理は各家庭で

除雪車は広い地域を限られた時間で除雪しなければなりません。除雪車が通過すると、道路脇などに雪が残ることがあります。玄関前は各家庭での除雪にご協力をお願いします。

3. 塀や樹木に目印を

除排雪時の損傷防止のため、塀や樹木にはポールや赤い布などの目印を付け、道路際にある物は移動をお願いします。

4. 道路への雪出し禁止

車道や歩道に出した雪は道幅を狭くし、通行に支障をきたし、交通事故の原因にもなります。

5. 歩道の除雪にご協力を

電柱など障害物が多く除雪車が入ることが困難な歩道は、地域での自主的な除雪をお願いします。

6. ゴミ出しは回収時間に合わせて

雪の中のゴミが、迅速な除雪の妨げや排雪時の除雪車の故障の原因などになります。

7. 川への雪捨てはやめましょう

川へ直接雪を捨てることは溢水の原因になります。

8. 迷惑駐車はやめましょう

1台の路上駐車のために除雪車は立ち往生し、除雪ができなくなります。迷惑駐車は厳禁です。

9. 雪堆積場(雪捨て場)は下川と太美の2ヵ所

下川公園と十七線・当別川の交点付近は、いずれも当別川の河川敷地です。入口は、看板で表示されています。

搬入時には付近住民の迷惑とならないよう時間を守り、徐行運転を行ってください。また、雪には絶対にゴミを混入しないでください。

◆利用時間 8時～17時

▼問合せ 建設課維持管理係(☎23-3197)

登 録

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請を忘れずに

農業委員会事務局から12月中旬に「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を各地区農事組合長を通して配布します。

来年1月1日現在で下記要件を満たす方は、必要事項を記載し、各地区農事組合長へ提出してください。

- ①町内に住所があり、満20歳以上の方（平成3年4月1日以前に生まれた方）
- ②現在30アール以上の農地を耕作している農業経営主
- ③農業経営主の配偶者または同居の親族で、年間60日以上農業に従事している方

※登載要件を満たしているのに申請用紙の配布が無い方は、ご連絡ください。

要件が満たされていても名簿記載がなければ、投票もリコールの請求もできませんのでご注意ください。

▼提出期限

平成23年1月10日（月）
※土日、年末年始は閉庁日となっておりますので、役場庁舎警備員室で受付します。

▼問合せ 農業委員会事務局
（☎23-3279）



資 格 更 新

排水設備工事責任技術者 資格登録の更新について

排水設備工事責任技術者資格登録者は4年ごとに更新の手続きが必要です。

更新対象者には、実施案内及び申込書等を郵送しておりますので、申込場所を確認の上、受付期間内に手続きを行ってください。

▼更新対象者 平成18年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、または資格登録期間が平成23年3月31日で満了する資格登録者

▼受付期間等 平成23年1月17日（月）～21日（金）
9時～正午、13時～15時30分

▼更新方法 手続き終了後、更新用テキストを配付します。

▼手数料 5,000円（テキスト代込）

▼問合せ

上下水道課（☎22-2411）

納 税

12月は 滞納整理強調月間です

町では税の未納者に対して、電話催告や休日訪問徴収などを実施し、滞納整理を強化します。所得や財産があるにもかかわらず催告に応じない滞納者には、滞納処分（給与・預貯金・不動産などの差押）を実施することがあります。

なお、病気や失業などの事情により直ちに納税できない方は、ご相談ください。

◆夜間納税相談

12月9日（木）・22日（水）
19時30分まで
※23日（木）は祝日のため22日（水）に実施します。

▼問合せ

納税課納税係（☎23-2341）

成 人 式

平成23年1月9日（日） 成人式を挙行政します

当別町では新しく成人となる皆さんを祝福し、成人として大いなる活躍を祈念するために「成人式」を挙行政します。

また、式典終了後には、成人式実行委員会の企画による記念パーティーを開催致します。旧友と再会し、思い出を語りあってはいかがですか。

▼日時

平成23年1月9日（日）11時～

▼会場 総合体育館

▼対象

平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方（住民登録の無い帰省中の方も出席できますので事前にご連絡ください。）

▼その他 記念写真（男女別）は当日会場で受付致します。父母席もご用意致します。

▼問合せ 町教委社会教育課社会教育係（白樺コミュニティーセンター内・☎23-2511/FAX 23-2516/E-mail: kyoshakail@town.tobetsu.hokkaido.jp）

求 人 検 索

求人検索が行なえます

石狩市ふるさとハローワーク（ジョブガイドいしかり）は職業紹介サービス施設です。

当別町民の方も是非ご利用下さい。また、就業アドバイザーによる相談業務も行なっております。詳しくはお問合せ下さい。

▼時間 平日8時45分～17時

▼場所 石狩市役所（石狩市花川北6条1丁目）

▼問合せ 石狩市商工労働観光課（☎0133-75-8609）

消 防

各種試験及び消防設備士講習
のお知らせ

各試験・講習会の案内及び申請書は当別消防署にあります。

また、危険物取扱者試験及び消防設備士試験は、インターネットでの申請も可能ですのでホームページからお申込みください。

第4回危険物取扱者試験

第4回消防設備士試験

◆試験種目

危険物取扱者試験

甲種、乙種（第1～第6類）
及び丙種

消防設備士試験

甲種（第1～第5類）、乙種（第1～第7類）

◆試験日

平成23年1月30日（日）

◆試験地 札幌市ほか

◆受付期間

12月8日（水）～16日（木）

◆問合せ

（財）消防試験研究センター北海道支部（☎011-205-5371/
URL <http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

消防設備士講習

◆講習日

平成23年1月12日（水）
～3月11日（金）

◆受付期限 12月17日（金）

◆講習地 札幌市他7市

◆問合せ 当別消防署指導係

（☎23-2537）



資 産 税

申告は忘れずに 償却資産・
宅地・家屋変更の届出

①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税（町税）が課税されます。

▼対象

1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など）を所有の方。

昨年と資産内容に変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1（200㎡までの小規模住宅用地は6分の1）になります。

ただし、認定には所有者の申告が必要です。

▼対象

1月1日現在、住宅の新築、増改築（2世帯住宅になった方等）、滅失などで土地の利用状況が変わった方。

③家屋に関する届出

増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合は連絡をください。

家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出書の提出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

▼対象

1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

▼提出期限

平成23年1月31日（月）

▼提出先・詳細 税務課資産税係

（☎23-2333）

還 付 申 告

還付申告のみの方は
申告相談日をご利用ください

毎年、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けておりますが、同時に還付申告も受け付けております。確定申告は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付のみの申告者については申告相談日を積極的にご利用ください。

住宅ローン控除で所得税から引ききれない税額を住民税で控除する「住宅借入金等特別税額控除」の申告は年末調整とあわせて行うこととなります。ただし、年末調整未済の給与所得者及び給与所得以外の方は例年どおりの申告が必要となりますので注意願います。

▼申告相談日

平成23年1月20日（木）～
2月15日（火）（土日祝日は除く）

▼会場 役場大会議室

▼問合せ

税務課税務係（☎23-2332）

秋の火災予防運動
を実施致しました

当別消防署では、10月15日～31日の17日間「秋の火災予防運動」を実施しました。期間中に「防火パークゴルフ大会」や「ちびっこ消防ひろば」等のイベントが開催され、署員と消防団員による街頭広報や、一人暮らしの高齢者の方のお宅を訪問し、火災の予防を呼びかけました。

